

みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業の概要

(R3～みやぎ環境税充当事業)

<事業目的>

いままで利用されてこなかった抜根等未利用間伐材等の木質バイオマスの地産地消を推進することで、化石燃料消費によるCO2の排出抑制を図るとともに、森林資源の循環利用及び計画的な再造林を推進する。

1 みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援

事業概要	県内の森林由来の未利用間伐材等の利用促進・地産地消を推進するため、地域における素材生産者、木質バイオマス利用施設を管理・運営する者による効率的な燃料調達の実証や関係者の合意形成等木質バイオマスの利活用に向けた取組に対し、助成する。
事業主体	県内に所在する下記1～3を含む複数の法人等からなる団体等（規約等の定めがある者に限る。） 1 県内に所在する森林経営管理法第36条の民間事業者又は宮城県育成経営体等 2 木質バイオマス燃料を加工する法人等 3 木質バイオマス利用施設を所有する法人並びに所有することを検討する法人等
補助対象経費	木質バイオマスの地産地消並びに利用促進のための調査研究、研修会等の各種会議並びに現地視察等
補助率	事業費の1/2以内（上限2,000,000円）
備考	事業年度の前年度に事業を実施している場合は、前年度と同様の取組に係る経費は助成の対象とならない。

2 木質バイオマス供給システム支援

事業概要	県内の森林由来の未利用間伐材等の搬出等を実施する仕組みづくりを行うため、木質バイオマス利用施設（発電・熱利用施設等）に供給する経費に対し、助成する。
事業主体	県内に所在する森林経営管理法第36条の民間事業者又は宮城県育成経営体等であって、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づき、各由来証明を発行できるもの。
補助対象経費	県内産の未利用間伐材等を山土場等で搬出・造材・仕分け・積み込み等し、木質バイオマスの安定取引協定等に基づき、木質バイオマス利用施設（発電・熱利用施設等）に運搬するのに要する経費に対し、助成する。
補助率	1 針葉樹供給システム支援：事業費の1/2以内（上限：2,000円/m ³ 以内） 2 広葉樹供給システム支援：事業費の1/2以内（上限：3,000円/m ³ 以内）
備考	<ul style="list-style-type: none"> 伐根等未利用間伐材等の集材に努めること。 木質バイオマス利用施設に効率的に運搬すること。 事業年度の前年度に事業を実施している場合は、事業年度までを助成し、それ以降は助成対象とならない。ただし、令和3年度から事業を開始した場合を除く。

1 共通

① 本事業における、木質バイオマスの解釈は？

本来、C材とは一般用材には該当しないものの、チップ材など有価扱いとして生産流通されている材であり、価値があっても林内に放置された林地残材と分別される。本事業に関しては、木質バイオマス＝林地残材＝C材として扱い、木質バイオマス利用施設等へ供給されるものとします。

② みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業と木質バイオマス供給システム支援について、両方の事業種目を活用しなければならないのか。

各活用していただいても構いませんし、両方活用していただいても構いません。

2 みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業

① 県内に所在する複数の法人等からなる団体等とは。

素材生産、燃料製造、燃料利用施設の役割を担う法人等からなる団体等とします。その他必要に応じて学識経験者や地方公共団体等を加え、木質バイオマスの地産地消を目指すこととします。

なお、素材生産から燃料利用施設まで一つの法人等で担っている場合においても、関係機関と協力体制を敷く等複数法人等により構成される必要があります。

② 団体等をこれから結成する予定であるが、申請時に規約を定めていなければならないか。

基本的には規約を定めることとしますが、申請内容が団体等内で合意がとれており、かつ事業期間中に規約を策定する覚え書き等を提出すれば、申請時点で規約を定めていなくても構いません。

なお、事業実施年度内に規約等を定めていただく必要があります。

③ 団体等により、実証試験を行うための施設整備は対象となるか。

施設整備は補助対象外となります。事業に必要な施設等がある場合、レンタル等は補助対象となります。

④ 複数法人が共同で経営している法人等の場合、事業の要件である複数の法人等からなる団体等に該当するか。

事業の趣旨に合致していれば対象とします。その場合は法人等の概要がわかる資料の提出してください。

⑤ 令和4年度から、前年度から事業を実施している場合において、前年度と同様の取組が補助対象としないこととなったが、全て対象としないのか。

例えば、実証事業を行っている場合、前年度から進展がなく、全く同じ取組を行う場合は対象となりません。ただし、会議等定期的に開催する必要があるものについては合意形成を図ることが本事業の目的の一つであるため、助成の対象となります。

3 木質バイオマス供給システム支援

① 皆伐も対象となるのか。

本事業は、木質バイオマスの搬出に特化した事業であるため、皆伐跡地からの未利用間伐材等の搬出は対象となります。

なお、他の補助事業を活用する場合は当該事業で搬出する部分について、事業の重複は認めません。

② 木質バイオマス（林地残材）は根元、枝条等まですべて搬出しなければならないか。

主伐・再造林の現場を想定した事業であるため、林地残材を搬出することにより、造林の地拵え経費が抑制できる利点がありますが、全て搬出することで、不採算になる等のデメリットも考えられることからすべて搬出する必要はありません。

③ 木質バイオマス（林地残材）の販売先は。

燃料加工施設が併設された木質バイオマス活用施設となります。木質バイオマス活用施設に併設されていない燃料加工施設等でチップ加工等する場合は、安定取引協定等により木質バイオマス活用施設に供給することが担保されている必要があります。チップ工場に運ばれる数量とそこからバイオマス活用施設に搬入されていることについて整合がとれている必要があります。また、その場合においては、林内から丸太を燃料加工施設に搬入するまでの経費を対象とします。

④ 木質バイオマス（林地残材）の換算率（トンからm³へ）は？

事務取扱要領別紙3を確認願います。例えば、針葉樹では1トンあたり1.30を乗じ、広葉樹では0.80を乗ずるものとします。容積取引の場合、針葉樹及び広葉樹共にトラック層積に0.3を乗じて算出することとします。

⑤ 実績報告時に発電利用に供する木質バイオマスの証明書等を提出する必要があるが、全てか。

事業実績がわかる一覧表等がある場合は、全て提出いただくなくても構いませんが、履行確認調査の際に全ての書類を確認します。

⑥ 木質燃料利用施設のうち、熱利用施設においては発電利用に供する木質バイオマスの証明書は不要である。実績報告時に添付が必要なのか。

熱利用施設においても証明書の写しを添付してください。

⑦ 補助の対象となる経費は何か。

事業は林内から丸太を搬出し、工場等まで搬入するのに要する経費を対象とします。このことから、林内から山土場等まで搬出・造材・仕分け等に要する経費や山土場等から搬入先の工場等まで積み込み、運搬等するのに要する経費を対象とします。チップ加工施設等経由する場合は、チップ加工施設まで丸太を搬入する工程までが補助対象となります。その他これらに該当しないケースについては所管する振興事務所・地域事務所にご相談ください。

⑧ 自ら移動式チップパー等を利用し、林内で丸太をチップに加工し、木質バイオマス活用施設に搬入しようと考えているが、補助対象の考え方はどうか。

事業の目的が、効率的な木質バイオマス搬出システムの構築のため、素材生産事業者が林内で自ら移動式チップパー等を活用することが効率性の高い取組である場合においては、チップを木質バイオマス活用施設に搬入するまでの経費を対象とします。ただし、チップ加工経費は補助対象外とします。

⑨ 事業年度の前年度に事業を実施している場合、事業年度の翌年度以降は申請できない理由、考え方はどうか。

事業の目的が、効率的な木質バイオマス搬出システムの構築のためであり、2カ年以内にシステムを構築してもらいたいと考えているためです。

なお、針葉樹、広葉樹においては各搬出システムが異なると考えられることから、樹種ごとに2カ年まで助成の対象とします。

※令和4年度からの追加要件であることから、令和3年度事業については該当しないこととします。

例

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
	○	○	○	×	×
		○	○	×	×
			○	○	×
事業スタート		※要綱改正			

※事業年度の前年度に本事業を実施している者は、事業年度の翌年度以降は補助事業者には該当しないものとする。

(令和4年度事業から対象のため、令和3年度事業については該当しない)

バイオマス燃料の安定取引に関する協定書（例）

〇〇社（以下「甲」という。）と、△△社（以下「乙」という。）とは、バイオマス燃料の取引について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定はバイオマス燃料の安定供給を推進するため、甲と乙のバイオマス燃料取引に関しての基本的事項について定めるものとする。

（バイオマス燃料取引量）

第2条 甲及び乙は協議の上取引するバイオマス燃料の種類及び数量等に関する計画を次のとおり定めるものとする。

樹種：

数量：〇〇〇m³（t）／年

価格：〇〇〇円／m³（t）（基準含水率〇〇%と見做す）

（変更等）

第3条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙協議し、変更することができる。

2 甲又は乙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、甲乙に意義がない場合は、協定期間を〇年延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 （住所）

（氏名）

Ⓜ

乙 （住所）

（氏名）

Ⓜ